

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	7	府省庁名	経済産業省
対象税目	<input type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	スピノフの実施の円滑化のための税制措置の拡充		
要望内容（概要）	<p>事業切出しの手法の一つであるスピノフについて、段階的に事業を切り出そうとする企業などが活用できるよう、スピノフを行う企業に持分を一部残す場合についても、スピノフの実施を円滑化するための所要の措置を講ずる。</p>		
関係条文	<p>地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法292条第1項第3号 地方税法第23条第1項第2号、同法292条第1項第2号</p>		
減収見込額	<p>[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 事業環境が大きく変化する中で、我が国経済が中長期的な成長を実現するためには、企業が事業ポートフォリオの見直しを図ることなどにより、限られた経営資源を適切に配分していくことが重要。 特に、スピノフについては、現在のグループの中では成長戦略の実現が難しい事業を分離・独立させることで、その潜在力を発揮させる重要な切出し手法であり、海外では大規模案件を中心に事業切出しの手段の一つとして活用されているが、我が国では、活用実績が限られている。 スピノフを活用した事業の切出しを行いやすくするため、スピノフの実施の円滑化のための所要の措置を講ずること、事業ポートフォリオの最適化を通じた我が国企業・経済の更なる成長を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 日本企業は、大規模化・多角化が進むほど利益率が低下する傾向があり、事業環境が急速に変化する中で、事業切出し等による、ポートフォリオの見直しの重要性が一層高まっている。 さらに、令和3年6月にコーポレートガバナンス・コードが改訂され、事業ポートフォリオ見直しに関する戦略の実行が取締役会の責務とされたことを受け、上場企業を中心に事業ポートフォリオ組替えの検討の加速が見込まれる。 こうした中で、スピノフは、事業の売却先を必要とせず、企業が主体的に行うことができることから、ポートフォリオ見直しの一環として事業切出しを行う際の有望な選択肢の一つとなるとともに、大企業発のスタートアップ創出につながる可能性もある。 また、スピノフについては、令和4年6月の「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」において、「スピノフを行う企業に持分を一部残す場合も含めてスピノフを活用しやすくする方策を検討し、早期に結論を得る」こととされている。 税制適格要件を満たすスピノフの場合には、スピノフを行う企業の譲渡損益課税やスピノフを行う企業の株主の配当課税の対象外となるが、現行制度ではスピノフを行う企業に持分を一部残す場合は課税</p>		

	<p>される。</p> <p>スピノフを行う企業に持分を一部残すことはスピノフを行う企業の協力を得てスピノフに伴う移行を円滑に行うことに資することを踏まえ、企業価値向上に向けた事業再編の手段としてスピノフを活用しやすくするため、所要の措置を講ずることが必要である。</p>
<p>本要望に 対応する 縮減案</p>	<p>—</p>

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—

<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成29年度 組織再編税制等に係る所要の見直しを要望。スピンオフ創設。 平成30年度 スピンオフの実施の円滑化のための適格要件の見直し等組織再編税制における所要の措置を要望。要件の明確化等が実現。 令和4年度 スピンオフの実施の円滑化のための税制措置の拡充を要望。検討事項とされた。</p>